

VOCの排出抑制－法規制の場合の概要（案）

当部会の指示によりVOCの排出抑制対策について検討を行った揮発性有機化合物（VOC）排出抑制検討会の検討結果及び当部会のこれまでの議論を踏まえると、VOCの排出抑制について法規制を中心として取組を進めるとすると、法規制の概要は、以下のとおりとなるのではないかと。

1. 排出規制の枠組み

- VOCの排出規制の目的は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの対策。
- VOCの排出量の多い一定の施設（以下「VOC排出施設」）について、排出口における濃度規制を適用。
- VOC排出施設の設置者に対し、都道府県知事への届出義務。
- 全国を対象に規制を行う。

2. 排出規制の対象とするVOCの範囲（定義）

- 排出規制の対象とするVOCは、排出口からガス状で排出される有機化合物とする。
- ただし、メタンなど浮遊粒子状物質、光化学オキシダント双方の生成能がないと認められる物質は、個別に対象から除外。

3. 排出規制の対象施設（VOC排出施設）

- VOCの排出が多く、排出抑制技術が開発されている施設を排出規制の対象とし、政令で指定。具体的には、以下の施設を主要な施設として念頭に置いた上で、規制対象とする規模等を含め今後詳細を検討。
 - ① 塗装施設及び塗装後の乾燥・焼付施設
 - ② 化学製品製造における乾燥施設
 - ③ 工業用洗浄施設及び洗浄後の乾燥施設
 - ④ 印刷施設及び印刷後の乾燥・焼付施設
 - ⑤ VOCの貯蔵施設

⑥接着剤使用施設及び使用後の乾燥・焼付施設

- 規制対象とする規模を決める際には、VOC排出事業者には小規模事業者が多く、小規模事業者向けのVOC排出抑制技術の開発があまり進んでいないことに配慮。

4. 排出濃度基準

- 排出抑制の目標や基準を定めるに当たっては、既にVOCの排出規制を行っている各国の知見を参考にしつつ、業種ごとの排出抑制技術の開発状況について十分に調査・検討を行い、現実的に排出抑制が可能なレベルで排出濃度基準を定める。(環境省令で設定)
- 大規模な施設ほど厳しい排出基準とするなど、施設の規模を考慮して設定。
- 新設の施設と既設の施設とで異なる濃度基準を適用することを検討。
- 既設の施設に対しては、段階的な対応を求めることを検討。
- 大風量の場合に基準を厳しくするなど、希釈によって濃度基準に適合させるのを防止するための工夫が必要。
- 基準の確保は、命令、罰則で担保。

5. VOCの測定

- VOC排出施設の設置者に対し、VOC排出濃度の測定義務。
- 測定法は、FIDを用いた炭素換算で全VOCを測定するのを基本とするが、今後更に、正確で、かつ、実行可能な測定法について調査・検討を進める。

6. 実施時期

- 規制の実施時期は、十分な準備期間を置くことを前提として設定。

7. 法規制によるVOC削減量の目標（試算）

- (1) 固定発生源由来のVOC排出量のうち、7割が建屋系、3割が開放系から排出されている。7割を占める建屋系の排出が、法規制の対象となりうる。
- (2) 法規制の対象は、一定規模以上の施設とし、当該規模未満の施設に対しては規制を適用しない（裾切り）。規制の対象施設は、裾きりのレベルにより異なるが、これまでの大気汚染物質の規制を勘案すると、排出量の3分の1程度は裾切りに該当する小規模な施設から排出されていると推測される。従って、規制の対象となる施設からは全排出量の50%が規制対象施設から排出され、このような施設を対象に排出規制を行い、全体の排出量20%程度削減を行う。
- (3) また、開放系、建屋系の裾切り以下の事業者に対して、推奨的措置（低VOC製品の推奨など）により、全体の排出量の10%程度削減を行う。
- (4) これらの措置により、全体として30%程度削減を行う。

